

6 神栖市ビーチイベント企画運営業務委託 仕様書

1 業務名

6 神栖市ビーチイベント企画運営業務委託

2 目的

海水浴場開設期間中に、砂浜を活用した誰もが気軽に参加できるイベントを開催し、海水浴場への誘客を図る。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年9月20日（金）まで

4 業務内容

(1) ビーチイベントの企画立案・運営

ア 概要

① イベント内容

受託者は、海水浴場への誘客を図るため、海水浴場開設期間中に砂浜を活用した誰もが参加できるイベントを企画するものとし、市と受託者が協議の上、事業を実施するものとする。なお、運営については、全て受託者が行うものとする。

② 開催場所

開催場所は波崎海水浴場とし、イベントに必要な広さについては、市と受託者が協議の上、決定するものとする。

③ 開催期間

令和6年8月3日から令和6年8月12日の土日・祝日のうち、2日以上実施する。ただし、天候不良時は中止とし、順延は行わないものとする。

④ 開催時間及び参加人数

開催時間は午前・午後各1回以上とし、時間については市と協議のうえ決定するものとする。なお、1回あたりの所要時間は1時間以上、参加人数は100人以上とする。

⑤ 参加費用

無料とする。

⑥ 物品等

イベントを開催する際に使用する物品及び音響等は、受注者が手配するものとする。ただし、電気、水道を使用する場合は市が整備し、使用料については市が負担する。

その他、受注者において手配が困難な備品等があれば、市と受託者が協議の上、

決定するものとする。

⑦保険

参加者の怪我等に備え、受注者においてイベント賠償責任保険等に加入するものとする。

イ 参加申込

受託者が用意するWEBサイトによる事前申込を基本とし、定員に満たない場合は、当日受付も可能とする。

(2) 広報

市HP等で使用可能なバナー及びチラシを作成し、電子データで納品すること。また、SNS等を活用した広報を行い、海水浴場への誘客を図ること。

(3) 問い合わせ対応

- ア 参加者等からの問い合わせは、受託者において行うこと。
- イ 問い合わせ方法については、WEBサイトやメール、電話等を使用すること。
- ウ 問い合わせ内容・対応結果の記録管理を行い、市が求めるごとに提示すること。

(4) 独自の企画提案に関すること

仕様書に記載されている事項のほか、情報の発信・周知やビーチイベントに関係して実施可能な独自の企画があれば提案すること。

(5) その他、ビーチイベントに付随する業務

その他、受託者はビーチイベントの実施に付随する業務を行うものとする。

5 成果品

(1) 委託業務報告書 1部

以下を報告の事項とする。

- ア 委託業務の実施内容
- イ 参加者の数・居住地域及び年齢等の集計結果
- ウ その他市が指示するもの

(2) 5(1)イの集計結果のエクセル形式データ

(3) 業務完了報告書（市が指定する様式）

6 納品場所

神栖市 産業経済部 観光振興課

7 業務完了の検査

成果品がすべて6 納品場所に到着した後、仕様、内容の確認をもって検査とする。

8 著作権等

本成果品の制作のために撮影した映像素材の著作権については、二次的著作物に関する権利を含め市に帰属するものとする。ただし、成果品に含まれる受託者または第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権は、個々の著作者に帰属するものとする。納入される成果品に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

9 情報セキュリティ関係

- (1) 受託者は、神栖市情報セキュリティポリシー等関係法令を遵守し業務を履行するとともに、業務上知り得た機密情報等を第三者に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、市より提供された情報の目的外利用を禁止することを遵守する。
- (3) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報の守秘義務を遵守する。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり再委託をする場合において、再委託事業者に対し、本業務におけるセキュリティ対策等の措置を同様に講じる義務を負うものとする。
- (5) 受託者は、本業務の業務終了後、市への成果物納品時に、本業務遂行上発生した情報資産等を速やかに市へ返還するとともに、受託者が所有する本業務に関する情報資産を適切に廃棄する。
- (6) 受託者は、本業務の遂行上、重大な事案が発生した時は、速やかに市に報告する緊急時報告の義務を負うものとする。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、情報セキュリティポリシー等関係法令が遵守されなかった場合において、市に対する損害賠償の責務を負うものとする。
- (8) 受託者は、当業務委託契約を締結後に、下記の情報セキュリティ対策等について、市と協議の上、報告するものとする。
 - ① 当業務の統括責任者、情報発信関連業務の実施体制（作業責任者、作業等、当業務の情報発信に関係する方全員の体制を明記）、作業場所、作業等への情報セキュリティに関する教育状況、情報発信関連業務の内容
 - ② 当業務にかかる情報発信関連業務における取扱い情報に関すること（アクセス可能な情報の範囲、情報の種類、アクセス方法など）

10 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

- (2) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては、市との協議を要するものとする。
- (3) 業務の履行にあたり、十分な業務実績及び知識を有する者を配置すること。
- (4) 業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合、速やかに市が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。
- (5) 業務の主たる部分を再委託してはならない。ただし、他の企業等に当該業務の一部について再委託を実施する場合は、書面により市の承認を得ること。